

特 約 事 項

- 1 支払回数限度は3回とする。
- 2 請負代金内訳書及び工程表（建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条関係）については、次の場合提出を免除する。
 - (1) 請負代金内訳書
 - ア 建築工事 5億円以下の契約
 - イ その他の工事 1億円以下又は工期6か月以下の契約
 - (2) 工程表
400万円以下の工事に係るすべての契約
- 3 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定めて工事現場に置くときは、現場代理人及び主任技術者等指名届（約款第10条関係）を契約締結後14日以内に提出すること。
- 4 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者としてすること。
なお、発注者から請求があったときは、資格を証明する書類を提示すること。
- 5 約款第13条第1項による工事材料に関しては、特別に定めるもののほかは、広島県土木工事共通仕様書の第2編に記載された工事材料とする。
- 6 この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
なお、県外に主たる営業所・本店を有する業者に発注しようとする場合は、あらかじめ県外業者を下請業者とする理由書を提出すること。
- 7 資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとし、あらかじめ購入先の名称及び所在地並びに資材名等を発注者に通知するものとする。
なお、広島県内に主たる営業所・本店を有しない業者の県外の営業所から資材を購入しようとする場合は、あらかじめ県外業者を主要資材の購入先とする理由書を提出すること。
- 8 受注者は、この工事（当分の間、請負代金額が300万円以上の工事に限る。）に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合を含む。）は、その購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告にあたっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。
共済証紙を購入しなかった場合（工事請負契約額の増額変更等があったときに共済証紙の追加購入をしなかった場合を含む。）には、その理由を書面により発注者に報告するものとする。
- 9 広島県土木工事共通仕様書を遵守すること。
- 10 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
 - (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
 - (4) 発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
 - (5) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - (6) 当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。この請求には被害届受理証明書を添付すること。
- 11 ダンプトラック等による過積載等の防止について
 - (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 12 道路工事を行う場合には、すべて道路交通法第77条第1項に基づいて所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- 13 発注者は、受注者が工事の施工にあたり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。
- 14 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。この選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。
- 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第37条は適用しないものとする。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事の場合は、各年度末の部分払に限り同条を適用することができるものとする。
- 受注者は、部分払の請求（年度を超えて施工する必要がある工事の場合に、各年度末の部分払の請求を行う場合は含まない。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しないものとする。
- その他中間前金払に関することについては、世羅町建設工事執行規則及び世羅町建設工事請負代金中間前金払制度事務取扱要綱の規定によるものとする。
- 15 受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結したときは、特定建設業の許可の有無にかかわらず、また、当該下請契約の請負代金の額の多寡にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、発注者に遅滞なくその写しを提出しなければならない。
- また、施工体制台帳及び施工体系図の内容に変更を生じた場合は、その都度速やかに発注者に提出しなければならない。
- 16 約款第1条第1項の規定による設計図書の内、別冊の図面について、本契約書に図面の添付がない場合は、入札公告時に世羅町ホームページ等で公開している図面を設計図書の一部として取り扱うものとする。